

00718

1 告白 昭和30年4月30日 土曜日 鳥取県公報 第2611号

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県規則第十五号
鳥取県行政組織規程の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規程（昭和二十八年四月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六条五経済部中「治山係」を「治山保安林係」に、「保安林係」を「林産係」に、「林業指導係」を「技術普及係」に改める。

第七条企画広報課中第十五号を次のように改める。

十五 室内各課の連絡協調に関する事項

第七条企画広報課中第十五号の次に次の一号を加える。

十六 その他室内他課の主管に属しないこと

第八条総務課中第四号を次のように改める。

四 県印並びに知事、副知事、室長、部長及び課長の職印の管守に関する事項

第八条財務課中第十号を次のように改める。

十 東京事務所及び県税事務所に関する事項

第十六条第二項中「部に次長を、」を「経済部に次長する。」

規則

- ◆ 規則 鳥取県行政組織規程の一部改正
- 鳥取県法令審査会規程の一部改正
- 鳥取県公報発行規則の一部改正
- ◆ 訓令 甲類附屬機関及び地方機関の長に対する委任事項中一部改正
- 道路の区域の変更
- 道路の供用の開始
- 使用料及び手数料の額の減額
- 氣腫疽予防注射の実施

昭和三十年四月三十日

00720

00719

を、知事公室に主査を、「に改める。

第十七条に次の「一号」を加える。

五 主査 上司の命を受け、室の事務に参画する。

第五十七条の表中「総務部企画課」を「企画広報課」に、「民生部厚生課」を「厚生課」に、「衛生部医務課」を「医務課」に、「経済部商工課」を「商工課」に、「農林部農政課」を「農政課」に、「土木部管理課」を「管理課」に改める。

第五十七条の表中鳥取県総合開発審議会の次に、次のように鳥取県観光総合審議会を加える。

鳥取県観光総合審議会条例第二条の規定による景勝地の選定保存並びに開発、観光施設の整備、観光宣伝、観光客接遇方法の改善、土産品の振興、文化財の保存等に関する基本的計画の調査審議及び意見の答申等に関する事務	鳥取県観光総合審議会
---	------------

第七十五条第四項但書中「前項」を「第二項」に改める。

を削る。

第七十五条第四項但書中「前項」を「第二項」に改める。

附 則

この規則は、昭和三十年五月一日から施行する。

鳥取県法令審査会規程の一部を改正する規則を改正する。

昭和三十年四月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第十六号

鳥取県法令審査会規程の一部を改正する規則

鳥取県法令審査会規程（昭和二十七年六月鳥取県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「訓令、告示その他諸規程」を「重要又は異例な訓令、告示その他の諸規程」に改める。

第七条第二項中「委員二人以上」を「委員一人以上（主務課長を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、昭和三十年五月一日から施行する。

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十年四月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則（昭和二十五年八月鳥取県規則第五

第五十七条の表商工課中

鳥取県観光総合審議会条例第二条の規定による景勝地の選定保存並びに開発、観光施設の整備、観光宣伝、観光客接遇方法の改善、土産品の振興、文化財の保存等に関する基本的計画の調査審議、意見の答申等に関する事務

鳥取県観光総合審議会条例第二条の規定による景勝地の選定保存並びに開発、観光施設の整備、観光宣伝、観光客接遇方法の改善、土産品の振興、文化財の保存等に関する基本的計画の調査審議、意見の答申等に関する事務

第十条の二 主管課において公報の増刷を必要とする

（増刷）

第九条第二項中「決議書」を「議決書」に改める。

第十条の二を次のように改める。

きは、原稿回付の際、別記第二号様式の増刷依頼書を

総務課長に提出しなければならない。

第十六条中「別記第一号様式」を「別記第三号様式」

に改める。

別記第二号様式を別記第三号様式とし、別記第一号様

式の次に、次の様式を加える。

鳥取県訓令第七号

本 庁 内 部 部 局 の 長
甲 類 附 屬 機 関 の 長

地 方 機 閣 の 長
甲 類 附 屬 機 閣 の 長

昭和二十八年五月鳥取県訓令第十号（甲類附屬機関及び地方機関の長に対する委任事項）の一部を次のように改

正する。

昭和三十年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

総務課長殿

県公報増刷について（依頼）

規則第

告示

号登載の県

昭和 年 月 日 鳥取県 訓令 第

公報 部増刷（拔刷）願います。

附 則

この規則は、昭和三十年五月一日から施行する。

農業試験場 分場長、主任、係長

機 閣 名 職 名

第一号中但書を次のように改める。
但し、別表に掲げるものを命することを除く。

別表として次のように加える。

種 蓄 場 附設機関（米子ふ卵場を除く）の長、係長

地方事務所

課長、課長補佐、係長

県税事務所

課長、係長

福祉事務所

係長

保健所

課長

山林事務所

係長

耕地事務所

係長

土木出張所

課長

鳥取県告示第二百七号

告 示

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基き、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和三十年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

附 則

この訓令は、昭和三十年五月一日から施行する。

道路の種類 県道

路線名 才代河原停車場線（認定番号六五号）

道路の区域 八頭郡船岡町大字福井字上岸田から

字上柳原六ノ三まで

区	間	旧新別	敷地の巾員	延長	備考
八頭郡船岡町大字福井字上岸田三ノ一から		旧	メートル	二、五	メートル
"		新	五〇〇、〇	工事による変更	昭和二十七年度道路改良

00721

昭和三十一年四月三十日 土曜日 鳥取県公報 第2611号 4

5 昭和三十一年四月三十日 土曜日 鳥取県公報 第2611号

00722

00722

5 昭和三十一年四月三十日 土曜日 鳥取県公報 第2611号

一路 線 名	県道才代河原停車場線			
二供用区開始	八頭郡船岡町大字福井字上岸田三ノ一から 字上柳原六九ノ三まで			
道路の種類	県道			
路線名	才代河原停車場線(認定番号六五号)			
道路の区域	八頭郡安部村大字日下部字前田から 字中実まで			
道路の種類	県道			
路線名	才代河原停車場線(認定番号六五号)			
道路の区域	八頭郡八東村大字茂田字大畑から 大字才代字下柿木まで			
区間	旧新別	敷地の巾員	延長	備考
八頭郡八東村大字茂田字大畑一二ノ二から 大字才代字下柿木一五七ノ四まで	旧	メートル	二、五	メートル
八頭郡八東村大字茂田字大畑一二ノ二から 大字才代字下柿木一五七ノ四まで	新	メートル	五、五	メートル
八頭郡八東村大字茂田字大畑一二ノ二から 大字才代字下柿木一五七ノ四まで	新	メートル	二四〇、〇	昭和二十八年度道路改良 工事による変更
倉吉市小田字下河原五一ノ一から 字小河原三三一ノ五まで	旧	メートル	一六〇、〇	昭和二十八年度道路改良 工事による変更
倉吉市小田字下河原五一ノ一から 字小河原三三一ノ五まで	新	メートル	九九九、七	橋梁架換工事による変更

鳥取県告示第二百八号

道路の供用開始に関する告示

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基き、次の道路の供用を開始する。
その關係圖面は土木部道路課において一般の縦覽に供する。

昭和三十年四月三十日

鳥取県知事 遠藤 藤

茂

区	間	旧新別	敷地の巾員	延長	備考
八頭郡安部村大字日下部字前田一、一一四から 字中実一、一五二ノ二まで	旧	メートル	二、五	メートル	昭和二十八年度道路改良 工事による変更
八頭郡安部村大字日下部字前田から 字中実一、一五二ノ二まで	新	メートル	五、五	メートル	
八頭郡八東村大字茂田字大畑一二ノ二から 大字才代字下柿木まで	新	メートル	二四〇、〇	メートル	
八頭郡八東村大字茂田字大畑一二ノ二から 大字才代字下柿木一五七ノ四まで	新	メートル	九九九、七	メートル	

鳥取県告示第二百九号

鳥取県保健所及び衛生研究所使用料手数料条例（昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十八号）第五条の規定により、次の者に對しては使用料又は手数料の額を昭和三十年四月三十日から昭和三十一年三月三十一日までの間無料とする。但し、二、に規定する者のレントゲン診断（間接写真診断六×六及び写真診断）の料金についてはこの限りでない。

昭和三十年四月三十日
鳥取県知事 遠藤茂

一、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十一条第四項の規定による妊娠婦又は乳児若しくは幼児の保護者のうち保護指導を受ける者で児童福祉司又は児童委員の発行する保健指導票によるもの

二、昭和三十一年度母子愛育指定町村（岩美郡岩美町のうちの崎津村地域、八頭郡若桜町のうち元の池田村地域、気高郡小鶴河村、東伯郡羽合町、米子市のうち前川村及び日野郡溝口町のうち

三 供用開始の期日	昭和三十一年四月三十日	
一 路線名	県道才代河原停車場線	県道才代河原停車場線
二 供用区間	八頭郡安部村大字日下部字中実一、二、三ノ二まで	八頭郡八東村大字茂田字大畑一、二、三ノ二から大字才代字下柿木一、五、七、八ノ四まで
三 供用開始の期日	昭和三十一年四月三十日	昭和三十一年四月三十日
一 路線名	県道由良上井線	倉吉市小田字下河原五、六、七ノ一から
二 供用区間	字小河原鉄道三、四、五ノ五まで	字小河原鉄道三、四、五ノ五まで
三 供用開始の期日	昭和三十一年四月三十日	昭和三十一年四月三十日

鳥取県告示第二百十三号

次のように氣腫疽予防注射を実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により牛の所有者に對して予防注射をうけることを命令する。

ち元の溝口町地域）の妊娠婦又は乳児若しくは幼児の保護者であつて保健指導を受ける者

一 実施の目的 氣腫疽予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛一分娩前一箇月分娩後十日以内のものを除く

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査、注射の別及びその方法

皮下注射

00727

昭和30年4月30日 土曜日 烏取県公報 第2611号 10

別表

実施期日 実施区域 実施場所

五月四日 日野郡福栄村 同上

" " 六日 石見村 上石見 下石見

" " 七日 神戸市 口上

" " 九日 黒坂町 山上村

" " 十日 日野上村

" " 十二日 大宮村

" " 十三日 阿昆縁村

" " 十四日 多里村

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

行日 火、金

印行者 島坂縣島坂市東町
制所 島坂縣島坂市東町
印刷所 島坂縣印制所